福井県丹南地区広域市町村圏計画審議会条例

平成 2 年 1 0 月 1 日 条 例 第 6 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、丹南地区広域市町村圏の広域的かつ計画的な振興整備を図るべき広域市町村圏計画について、必要な事項を調査・審議するため、福井県丹南地区広域市町村圏計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、福井県丹南地区広域市町村圏計画の策定そ の他その実施に関し、必要な調査および審議を行う。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) その他関係機関の代表者等

(委員の任期)

- 第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。 (会長および副会長)
- 第5条 審議会に、会長および副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は管理者が 定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。